

6-1/6-2. 前照灯の自動点灯機能(オートライト)等に関する基準

● 適用範囲

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

● 改正概要

1. 上記自動車は、以下の要件に従って、周囲の照度に応じ、自動的にすれ違い用前照灯（ロービーム）を点灯及び消灯する（※1）機能を有さなければならないこととします。また、この場合において、当該機能のうち、自動点灯に係るものについては、手動による解除ができない構造でなければならないこととします。

※1 自動車が駐停車状態にある場合（ギアがパーキング位置にある、車両が動いていない、パーキングブレーキがかかっている）を除く。

すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（※2）

周囲の照度	すれ違い用前照灯	応答時間
1,000lx 未満	点灯する	2秒以下
1,000lx 以上 7,000lx 以下	—	—
7,000lx 超	消灯する	5秒超 300 秒以下

※2 「灯火器の取付けに係る協定規則（UN-R48）」におけるすれ違い用前照灯の自動点灯機能と同等の要件

2. また、今般、「デイトタイムランニングランプに係る協定規則（UN-R87）」を新たに採用し、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）について、同規則及び「灯火器の取付けに係る協定規則（UN-R48）」の要件に適合する DRL の備え付けを可能とします。

なお、当該 DRL を備え付けた自動車のすれ違い用前照灯は、すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する1. の要件に適合するものとみなすこととします。

● 改正時期（予定）

平成 28 年 10 月

● 適用時期（予定）

自動車の種別	車両総重量	適用時期（新型車）	適用時期（継続生産車）
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの	—	平成 32 年 10 月	平成 35 年 10 月
貨物の運送の用に供する自動車	3.5t 超		
上記以外の自動車	—	平成 31 年 10 月	平成 33 年 10 月